

令和元年度

総務教育常任委員会会議録

令和元年11月29日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和元年度

総務教育常任委員会

令和元年11月29日（金曜日）第1号

◎案件

- (1) 調査事件6 第5次福島町行政改革大綱について
- (2) 調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数について
- (3) 調査事件8 福島町地域強靱化計画について
- (4) 意見書の採択について
 - ① 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書
〔陳情団体 自治労福島町職員労働組合 執行委員長 深山 肇〕
 - ② 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
〔陳情団体 連合北海道福島地区連合会 会長 堀 耕一〕
- (5) 定例会12月会議後の休会中の所管事務調査について

◎出席委員（6名）

委員長	川村明雄	副委員長	花田勇
委員	木村隆	委員	杉村志朗
委員	平野隆雄	委員	溝部幸基

◎欠席委員（0名）

◎委員外議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	工藤泰
総務課長	小鹿一彦	企画課長	住吉英之
建設課長	紙谷一	総務課長補佐	福原貴之
教育長	小野寺則之	教育委員会事務局長	石岡大志

◎職務のため議場に参加した議会事務局職員

議会事務局長	阿部憲一	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局主査	中島和俊		

○委員長（川村明雄）

おはようございます。

ただいまから、総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の調査事件は、3件であり、資料等は皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

申し出により、町長の挨拶を行います。

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

総務教育常任委員会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、総務教育常任委員会へご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、本日の調査事件は、調査事件6の第5次福島町行政計画大綱及び調査事件7の会計年度職員再任用制度職員定数並びに調査事件8の福島町地域強靱化計画について、3件の事件をご審議いただくこととなっております。

まず1点目の調査事件6の第5次福島町行政改革大綱についてですが、町では、人口減少が進む中で、行政コストの縮減や組織のスリム化を図るため、第1次から第4次の行政改革大綱による改革を推進し、時代の変化に柔軟に対応してきたところでございます。この度、第5次の行政改革大綱が今年度をもって終了することから、新たに第5次の行政改革大綱を策定するものでございます。

次に、2点目の調査事件7の会計年度職員及び再任用制度並びに職員定数についてですが、平成29年度に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月から法律が施行されることとなり、従来の臨時職員等の任用及び勤務条件等が改正されることから、新たに会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。また、併せて職員定数に関しても、令和4年度までの推移を報告させていただきたいと思っております。

最後に、調査事件8の福島町地域強靱化計画についてですが、3.11の東日本大震災以来、毎年のように多くの災害が繰り返されており、国では、このような状況を受けて、平成25年度に国土強靱化基本法を制定され、平成30年に防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を閣議決定してございます。これらを受けて、町においても、この度、今後起こり得る可能性がある大規模災害に備えるため、福島町地域強靱化計画を策定し、大規模災害から町民の生命と財産を守るものであります。

なお、調査事件に関し、詳しい内容は担当課長より説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、総務教育常任委員会の開催にあたり、挨拶とさせていただきます。

本日は、3件と案件がありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長の挨拶を終わります。

これより調査事件に入りますが、まず調査の方法について説明をいたします。

本日は、3件の調査事件がありますので、最初に、調査事件6から資料の説明を受け、不明な点や疑問な点についての説明に対する質疑を行います。

質疑が終了した段階で、調査内容について、説明員と意見交換を行います。

意見交換が終了後、説明員の入替えを行い、調査事件7、調査事件8と同様に行います。

すべての調査事件の質疑、意見交換が終了後、説明員には退席をしていただき、休憩をとり、休憩中に調査事件ごとに論点・争点の整理を行い、概ねその整理した事項に基づき、委員間の意見交換や討議を行います。

その後、最終的な委員会意見のまとめをし、議長に提出することとなります。

以上、調査の方法等を説明しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に、調査事件6 第5次福島町行政改革大綱についての調査に入りますが、あらかじめ調査内容について、簡単にご説明いたします。

町では、社会情勢の変化に対応するため、これまで昭和60年度の第1次から今年度までの第4次行政改革大綱を策定し、行政経営の効率化に努めてきました。

このような中で、この度、町より令和2年度から5年度までを計画期間とする第5次行政改革大綱案等が示されましたので、内容を調査いたしたいと思えます。

それでは、第5次福島町行政改革大綱についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、資料の1ページをお開きください。

調査事件6 第5次福島町行政改革大綱についてでございます。

1、経過といたしまして、当町は、昭和38年から始まった世紀の大事業と言われた青函トンネル工事の終結を前に、昭和60年度からこうした時代背景や社会経済情勢に柔軟に対応するため、4次にわたる行政改革大綱を策定し、逐次、効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいりました。

近年、住民ニーズの多様化などとともに、社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められている中で、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供するためには、ICT等の活用やアウトソーシング等の導入など、業務改革の推進がより一層必要となり、更には、「女性活躍社会」や「働き方改革」など国が掲げる政策の実現に向けて、全職員が一丸となって、地方自治法に掲げられている「住民の福祉の増進を図る」ことを基本とし、福島町まちづくり基本条例第20条第1項の規定に基づき行政改革大綱を策定し、更なる行政改革を進めてまいります。

2の計画の目的でございます。

第5次大綱においては、町内の人口減少が著しい中、新たな時代に向け、先人たちが築き上げてきたふるさと福島町を「次の世代に町をつないでいく」ため、国や道の動向等も踏まえ、最上位計画である「第5次福島町総合計画」や他の計画と整合性を図り、三つの基本方針に基づき進めてまいります。

3、基本方針。

これまでの第1次から第4次までの大綱を踏まえ、実効性・実現性を重視し、計画期間内で達成できることを基本方針に掲げ、三つの柱により、歳出の削減に努めるとともに、簡素で効率的な行政の実現を進めてまいります。

(1) 効率的な行政経営の推進。

(2) 継続可能な行政組織の確立。

(3) 町民との協働のまちづくり。

4の計画期間でございますが、本大綱の計画期間は、社会経済情勢や住民ニーズの変化に柔軟に対応するとともに、第5次福島町総合計画後期実施計画の期間と整合性を図るため、令和2年度から令和5年度までの4年間といたします。

5の推進体制ですが、第5次福島町行政改革大綱の最終年度には、基本方針に掲げた項目の達成状況及び次期大綱への継続実施などの検証を行います。

また、職員による行政改革庁内検討委員会で進捗管理を行います。

次のページをお開きください。

6、関係条例の整理について。

多様な住民ニーズや新たな課題に即した課の統廃合により、新たな課の体制とするため、町民課と税務課を統合し、「町民課」とする組織・機構の見直しを行います。

この機構の見直しに伴い、次の関係条例の改正を定例会3月会議において提案する予定であります。

(1) といまして、福島町課設置条例。

この条例の第1条の課設置条例及び第2条の事務分掌の「税務課」を「町民課」に削除統合いたします。それでは、次のページから第5次福島町行政改革大綱（案）について、ご説明いたしますので、大綱（案）の1ページをお開き願います。

1の第5次福島町行政改革大綱の目的は、先ほど申し上げましたとおりであります。下の図をご覧ください。

基本理念として、第4次大綱では、職員の意識改革など3つを掲げておりましたが、第5次では、①として効率的な行政経営の推進、②として持続可能な行政組織の確立、③として町民との協働のまちづくりを掲げております。

次のページをお開きください。

中段に、ただいま申し上げました3つの基本理念を、さらに個別の課題や目標を設定し、行革を推進してまいります。

次の3ページをご覧ください。

まず、基本理念の(1)効率的な行政経営の推進には、5つの項目を設けております。

①として、各種委員会の統廃合であります。

法律等の制度上の制約により統廃合できない委員会を除き、各種委員会については、統廃合の検討を進めます。

②として、団体補助金のあり方については、補助金を受けながら繰越金の多い団体や、活動状況が乏しい団体などの補助金の見直しを検討いたします。

③として、公共施設の管理において指定管理者の導入を進めます。

④として、行政コストの削減として、ICTなどの活用による業務の効率化やペーパーレス化を推進します。

⑤として、AI・RPAの導入で、職員数の減少や働き方改革も踏まえ、AI導入による業務の効率化と省力化を進めます。

また、RPAと言われるロボットを導入した新しい働き方も人手不足をカバーする手法として、徐々に検討されてきております。例といたしましては、ファミリーレストランなどで入り口で受付を担当するロボットなどもこれらに含まれます。行政におきましては、窓口業務などでの導入も検討されているところでございます。

次のページをお開きください。

(2) 持続可能な行政組織の確立でございます。

①として、組織・機構の見直しで、町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、相互の連携が保たれるよう、これからは柔軟に編成し、円滑な行政運営を進めてまいります。

平成28年度から現行の7課、2事務局、1室となっており、管理職は、令和元年1月1日現在で9人となっております。

令和2年度からは、今日の社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、多様な住民ニーズや新たな課題に即し、課の統廃合により新たな課体制にするため、組織・機構の見直しを行います。

令和2年度に予定しているのは、現行の町民課と税務課を町民課として統合するものでございます。

②として、充実した研修による人材育成。

社会情勢の変化に柔軟に対応していくためには、職員の持つ可能性や能力を最大限引き出し、人材育成の推進が重要です。特に、現在は地方分権改革など地方制度がめまぐるしく変化し、職員一人ひとりが個性豊かな地域づくりを進めるため、必要な政策形成能力等の向上と地域住民等とのパートナーシップを促進するスキルの開発が求められ、新たな時代を担う職員の育成が大きな行政課題であります。

このことから、福島町職員研修計画に基づき、政策形成、政策法務能力の向上及び専門的知識技能の向上に向けて人材の育成を図るとともに、個々の能力を高めるよう積極的に改革する意識や指導力・協調性を兼ね備えた職員を育成します。

③といたしまして、働き方改革の推進。

長時間労働の規制と再任用制度及び会計年度任用職員制度の適切な人員配置により、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを整備し、生産性の向上と魅力ある職場づくりを推進いたします。

次のページをご覧ください。

(3) の町民との協働のまちづくりでございます。

①情報共有化による協働の推進で、的確な情報提供により更なる行政情報の共有化に努め、町民の積極的な町政への参画と協働を図るとしてまいります。

次の6ページから8ページまでは、昭和60年度からの第1次の行政改革大綱から第4次までの行政改革大綱の主な取り組みについて掲載しておりますので、ご参考としてください。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**委員長（川村明雄）**

内容の説明が終わりましたので、質疑を行ないます。

冒頭申し上げましたように、質疑は、不明な点や疑問な点の質疑といたします。説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けております。どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

杉村委員。

○**委員（杉村志朗）**

2課が統合して1課になるということで、現在の町民課の人数、税務課の人数、そして、今度、統合されて1課になった場合に、人数は何人程度と考えていますか。

○**委員長（川村明雄）**

小鹿総務課長。

○**総務課長（小鹿一彦）**

現在、町民課と税務課合わせ15名となっておりますが、統合によりまして13名となる予定としております。

○**委員長（川村明雄）**

杉村委員。

○**委員（杉村志朗）**

合わせて15名でなくて、1課ずつ、今現在の人数を聞いたと思います。

○**委員長（川村明雄）**

小鹿総務課長。

○**総務課長（小鹿一彦）**

税務課が6人、町民課が9人でございます。

○**委員長（川村明雄）**

ほかに質疑ございますか。

平野委員。

○**委員（平野隆雄）**

4ページの一番下段の働き方改革の推進の部分で、新しい部分だろうと思えますけれども、年次休暇を取得しやすい環境づくりを整備するとなっておりますが、具体的にはどういう環境づくりを整備するのでしょうか。

○**委員長（川村明雄）**

小鹿総務課長。

○**総務課長（小鹿一彦）**

現在、この働き方改革については、国の方でも近年言われておりまして、当町でも各課の休暇管理、そして、目標としましては、年次休暇の50パーセント取得。最大繰越も含めまして年間40日ある有給休暇のうち、50パーセントですので20日を目標に取得しましょうということで、昨年度よりやっておりますけれども、なかなかその目標にはまだ行っていないというのが現状でございます。それで、時間外勤務も含め、多い課の勤務状況なども調査して、各課の業務量を確認しながら働き方改革を有給休暇の取得と併せて現在検討しているところでございます。

○**委員長（川村明雄）**

ほかにございますか。

溝部委員。

○**委員（溝部幸基）**

何点か伺いますが、まず、2ページの(1)の効率的な行政経営の推進ということの部分に、団体補助金のあり方ということなんですが、現況の団体に対する補助金。これは原課何課かに結構分かれていくという風に思うんですが、基本的な補助対象団体に対する対応の仕方ですね。補助を決定する段階の、基本

的には申請があるんでしようし、それを受けてチェックをして最終的に決めるというんですが、この申請の段階までの間に、対象の団体とのやり取りの状況ですね。状況把握と言いますか、団体の活動状況の把握をしながら、団体の要望含めた意見を聞くという形の仕組みの方法と、それから状況ですね。それを把握されているのであれば、お願いしたいと思います。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

個別の団体については、今、個々には申し上げられませんが、基本的には例年4月、5月に各団体との総会が多いと思いますが、総会後に予算書や決算書を添付して、大体6月以降、補助申請が挙がってくるような状況がほとんどでございます。それで申請を受けて、各団体の決算状況等を審査して、その年度の補助金を交付しているところでございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

それと、同じく5番のAI・RPAの導入の部分なんですけれども、これも前段、どこかの機会に町長と少し、現況こういう物があるので省力化含めて対応の部分には検討する段階に入るだろうということと言ったんですが、この先進事例とか、そういうものの情報収集の状況、あるいは上部団体ですね。道とか国の方から、あるいは国も関係官庁等からの資料の提供とか、そういう部分の状況を教えてください。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

今、おっしゃいました資料提供、あるいは先進事例ですけれども、RPAの方に関しましては、最近、特に言われておまして、先ほどロボットと言いましたけれども、導入している団体では住民票の自動交付、ATMみたいなものとか、あとパネルタッチですね。窓口でパネルタッチで申請したりという、そういうものを導入したりしている所もございます。あと、AIにつきましては、我々も条例改正等の時に町の例規データベースなどを使いますけれども、今、業者さんからも今年提案されているのは、それらの検索機能にもAIが導入されていると。内容としましては、そのシステム自体がネットワークで繋がっておりまして、我々のような地方の自治体から様々な条例改正の時に問い合わせなり検索が入ります。そのデータを積み重ねたビックデータというんですかね、その中からAIが独自に勉強して一番その質問に合ったデータを抽出してくれるとか、今、そういうシステムが少しずつ進歩しているということで、業者さんからもそういうお話を聞いたりはしております。国・道からは、この取り組み状況、あるいは今後の行政改革の取り組みの中で、AI・RPAの概要が示されてはおります。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

それから、後段の部分で、第1次から第4次までの基本的な考え方みたいなものが載っているんですが、それを見ると、まず第1点は、今回5次に向けての対応なんですが、1次からの大きな反省点、評価という部分で十分検証したと思うんですが、その検証の結果の重点的な部分の話と、それからもう1点、特にその中で職員の意識改革という部分が、これはなかなか難しい問題で永遠の課題だと思うんですが、そういった職員の意識改革への取り組みの部分の中での検証、反省点みたいなものを捉えているのか。今回の5次に向けての状況を教えてください。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

1次から4次に関しましては、特に3次の行革の時に自立プランとかで職員給与の削減等もございました。そういう改革大綱を踏まえて、第4次では今おっしゃいましたように、職員の意識改革等も盛り込んでおります。それで、今、鳴海町政になってから特に職員研修に力を入れておまして、入った新人から我々管理職まで年間の職員研修計画を基に、函館であったり、札幌であったり、あるいは庁舎内でも業者

さんに来てもらって色々な研修を行っておるところでございます。そのような形で、第4次では職員の意識改革を盛り込んでおりましたけれども、第5次につきましても引き続きそのような事も盛り込んでおるところでございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

機構改革の部分で、税務課を町民課に包含していくということなんですが、かつて機構改革を何回かやって、なかなか目標通りにならなくて、何回か変えてきて現況があるんだと思うんですけども、現状の中では、特に産業課の部分が大きく水産、それと商工観光、農林という形のもの1つになっている状況ですよ。そういった部分の検証と言いますか、反省も含めて、どういう風に捉えておりますか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

機構改革につきましては、やはり人口減少していく中で、今、4千人を切った中で、どういう組織体制が良いかということでやらせていただいて、定員管理とも絡めていきますけれども、やはり一定程度職員を減らしていくというのが我々の大原則ではないのかなと思ってございます。そういった中で、我々の今の方針としては、職員、係長なり係の部分なるべく減らさしないで、管理部門を少し小さくしようという形で、私、就任以来やらせていただきました。今回、産業課についても1つという形の中で、大分守備範囲が広がりましたので、なかなか議会の答弁等では苦慮しているところもあるのかなと。ただ、そのところは課長補佐なりがきちんとした体制の中で、仕事にあっては私はそんなに影響は出ていないのではないのかなと思ってますし、今、農業、水産、商工含めて、管理職を除くと大体2人体制ぐらいで推移させていただいてございます。その時々にはやはり大きい仕事があった時に、過去にも特別な課を、我々もまちづくり推進室という係を預かったことがありますけれども、現状の中ではそういった体制まで取らなくても行政推移は出来ているのではないのかなと思ってますので、多少、今ちょっと過渡期でありますので、若干ご迷惑をかけるところがあるのかなと思いますけれども、将来的にはやはり管理部門を少し小さくして行って、なるべく窓口なり実践的な職員を減らさない形で総体を減らすということが我々の宿命ではないのかなと思ってますので、そういったところも少し反省点になるのかどうかあれですけども、こういった形を取っていかないと、なかなか持続可能な組織は出来ないんだと思ってますので、少しそういった過渡期中で鋭意頑張らせていただいているところであります。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

新たな町民課の部分については、当然、現況のように町民課の中に、本来の町民課の補佐と、それから税務関係の補佐という形の仕組みになるということでもいいんですか。

○委員長（川村明雄）

工藤副町長。

○副町長（工藤泰）

一応そういう形で考えてございます。

○委員長（川村明雄）

ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

花田委員。

○委員（花田勇）

7ページの第3次行政改革大綱の表の中の重点事項が10項目あります。4次計までの重点事項は5項目でした。今回10項目と倍になりました。その中に8番目の職員勤務評定制度の確立という項目が入っ

ていますけれども、これはなかなか実施するということが大変なことだと私は思いますけれども、果たして、どこでもって勤務評定をするのかということ疑問に思いますが、いかがですか。これを果たして実施したのかどうかということです。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

今、おっしゃられました職員の勤務評定制度につきましては、試験導入はしておりましたけれども、この第3次では実行できておりません。現在もまだ試行しているところでございます。

○委員長（川村明雄）

杉村委員。

○委員（杉村志朗）

統合して人数が13名になるということでございますけれども、今まで税務課と町民課というのは仕事の内容もまったく違うし、そういう中で私も町民課に何度か足を運んでおりましたけれども、臨時職員が受付け。多少の町民の苦情と言いますか、仕事が慣れない最初の頃だろうと思っておりますけれども、やはりその辺を見ておりましたけれども、それをちょっと助言するように、上の方からも手助けというのか、アドバイスというのか、そういう光景も見られません。それで、なお今度こういう風にして、それぞれの仕事分担も違うし、今後はやっぱり町民のサービスの観点からも、臨時職員に受付けばかりを与えない、少し助言できるような体制も作っていただきたいと思っております。

○委員長（川村明雄）

工藤副町長。

○副町長（工藤泰）

町民課の関係でございますが、産休等が入りまして、臨時職員を充てている現状もでございます。ただ、町民課の課長とかには、当然、窓口で一番大事な所でございますので、その辺は制度も理解した上でフォローするなり、そういう苦情等があれば、その都度、注意しているということで、今後そういう事のないような形で注意喚起はしてまいりたいと考えてございます。

○委員長（川村明雄）

ほかにございますか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

まず、最初に1ページの2番の計画の目的の部分の文章なんですけれども、2行目のふるさと福島町を「次の世代に町をつないでいく」ため。この文章はおかしいと思わないですか。この鍵括弧の部分というのは、特にこれは多分、総合計画か何かでスローガンと言いますか、目標とか何かで出てくる文章でないかという風に思うんですけれども、普通にいくと「ふるさと福島町を次の世代につないでいくため」ならこの文章で、あえて鍵括弧にしていくというのにちょっと無理があるのかなと思って、付けるのであれば、総合計画の中の文章の中心的な考え方で、気持ちは分かるんですけれども、文章としてはおかしいと思うんですけれども、まず1点目、最初のこの鍵括弧の部分の何でここに入るのか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

「次の世代に町をつなぐ」というところを強調して鍵括弧しましたけれども、文章として前段から読んでいくと、福島町を、まちをと2つ続いていますので、溝部委員のおっしゃるようなことの方が分かりやすいのかなと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

私はまた、鍵括弧をあえてしているから、確かこういうような文章が総合計画の最初の基本方針のタイトルか何かで出てたのかなと思ったりして、今の確認です。その部分があえて無いのであれば、今のよう鍵括弧を外して「まち」を取ればいいんでないか。総合計画の中で大きなスローガンとして、それがあ

るんであれば、後ろの総合計画の部分にくっ付けるか何かした方が文章の流れとして、その部分は検討してください。

それで、団体補助金のあり方です。今、説明を聞いても、多分、その通りだなと思うんですけども、各団体の総会が終わって決算が出ると。それに合わせて確定と言いますか、報告をします。それに合わせて次年度の分も大体同じ内容で対応するというので、その段階でその団体の会長や責任者や事務局の方と具体的に今後どうするかというのが、私はきちんと出来ていないんでないかなと思うんですよ。各所管に分かれてあるわけですから、状況は違うと思いますし、その団体の状況の把握も、それぞれまた通常のその活動に町の方が事務局を対応して、中身をしっかり熟知して、当然、その会の要望や何かを踏まえてということなんですけれども、大概はあまりその辺まで議論しないで、前年踏襲のような形で積み上げていくという傾向だと思うんですが、実態はどうですか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

この団体補助金につきましては、新年度予算編成の中で、私、財政の方も担当していますけれども、内容を精査しております。それで、これから来年度の予算査定ありますけれども、その時点では毎年、先ほど申し上げましたように、補助申請の写しが予算要求とともに付いてきます。それで、中身を見て、3ページの先ほどのところでも書きましたけれども、補助金を貰いながら、ちょっと繰越金の多い団体などは、査定時に担当課の方には、内容をもうちょっと精査するようとか、あるいは事業を縮小しているのであれば補助金の減額というのも必要ではないかということで、特に予算査定段階でも結構その辺は審査しております。また、何年前にですけれども、この補助金の見直しについては、各課から資料を提供してもらって、どうだということをやっております。それで、今年度からは援護相談所だとか、そういう風に解散して無くなった団体もありますけれども、今後もこの行革大綱に則って、今、申し上げたような団体があるようであれば、予算なりで補助金の方の検討をしていきたいと思っております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今、課長の答えているのは現況の状況で、そのことの部分で、今、説明した限りにおいても、補助を受ける団体との直接な話という部分が、原課がそれをやっているかどうかということの指摘なんです。ですから、前にも提案したことがありますよ。私自身は、今回の事務事業評価の中にも基本的な施策の関係ですかね。総合計画の方の評価の部分の中には書き込んでいるんですけども、他の自治体の状況を見ますと、補助団体を一堂に会して、その段階で団体の活動の状況を報告する。そして、実際に行政側の方とのヒアリングと言いますか、そういうものをやる機会を作るという、やっている所もあるんですね。そのぐらい刺激をしていかないと、ほとんどが多分、前年踏襲でそれを認めていくと。結果的には、今、課長が心配しているように、補助金を上回る積立金と言いますか、剰余金がある団体とかが出てきたり、現実、単年度の繰越そのものが補助金の半分以上もあるとか、そういう所が現実にあるんだと思うんですよ。ですから、今すぐでないですけれども、改善としては、基本的に余剰した部分についてということは勿論そうなんですけれども、通常の部分についても、原課そのものがきちんとその団体の状況を把握して意向を踏まえて調整をしていくと。基本、前年踏襲という形を改善していくという方向の中で対応するというように進めて行けばなという風に思いますが、いかがですか。

○委員長（川村明雄）

工藤副町長。

○副町長（工藤泰）

確かに、今、溝部委員おっしゃるとおり、それが各課ですべて徹底されているかと言うと、なかなか厳しい状況もあります。ただ、町長の方からは、令和2年度予算に関しては、当然、各団体等と協議の上、予算要求するように通知していますが、そこがしていない課もあろうかと思っておりますので、その辺は徹底した中でしていきたいと思っております。また、監査委員が定期監査の中でも、補助金に対して繰越金が補助金を上回るような団体については、当然、そういう是正の意見も出ていますので、今、令和2年度の予算の編成中でございますので、再度、もう一度、各課長の方には通知を出しまして、団体との協議は必ず行った

上で予算要求するような形は徹底したいと考えております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今の団体を集めて合わせて公開で補助団体の状況、活動報告をして云々みたいなものについても、できれば検討して、やはり貴重な財源で、今、大変厳しい財政状況をどうするかという議論をするわけですから、できるだけそれも町民の皆さんにオープンにして対応すると。そこがまた1つ、その団体に対する刺激になって、活動が停滞しているところも前年踏襲で同じような補助金を貰う。そこであまり活動していないものだから積立が多くなっていくという状況なわけですから、基本的な考え方としては、できればオープンにして公開の形で、お互いにそれを刺激し合って対応するというのも考えてみてはどうかという風に思うんですが、これは町長にお願いします。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

今、溝部委員おっしゃるとおり、そういった団体がしっかりしていれば問題ないと思いますけれども、圧倒的に町職員が事務局を担当したり色んな形で関わっていて、内容把握は出来ているんだと思いますが、ほとんどの団体がそういう事務局をしっかり持っていない状況の中で、集めてやることも吝かではありませんけれども、私は少し厳しいかなという感じはしています。ただ、我々も常々、先ほど副町長からお話ありましたとおり、もう少ししっかり団体に職員も関与して、やっぱり補助金をいただいている以上、透明性を持って活動も含めてやってくださいということは申し上げておりますので、機会を見ながら、そういった場を作るのも必要ではないのかなとは感じてございますけれども、現状を見ますと、圧倒的に職員が何らかの形で事務局体制を支えている団体がほとんど、特に福祉系の関係になりますと大体そういった所が多くございますので、今、言ったようなことをしても職員が説明する場面が多くなるのかなという気がしてございますので、そういった機運があるのであれば、町としても今後の、なんて言いますか、やっぱり縮減をお願いする以上、しっかりと意思疎通なり共通認識を持っていかないと、これからなかなか大変だと思うんですね。いくら剰余金があつてどうかと言っても、その剰余金も会によっては、やはり記念品のために取っているとか、いろんな場面、場面で考えて取っているところもありますので、そういったところも把握しないで、一律、剰余金があるから余裕があるんだということにはならないんだとは思いますが、ただ、常々、活動があまりない中で漫然と補助金を出すことはやはり私は良しとしていませんので、そこのところはしっかりと、この予算の時もお願いしているのは、まず事前に団体と担当課がしっかりと話し合いなり意見を聞いて、その上で補助申請を、漫然と去年もしたからするということではなくて、そういった事をしっかりとしてくださいと。それで当然、我々としては、町長査定なり総務課査定の時に、そのやり取りを職員から受ける形になりますので、今、溝部委員おっしゃるような形は理想だとは思いますが、今の現状では少し厳しいということで理解していただきたいなと思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

まず1つは、補助金全体をそういう視点でもう一回見直していただきたいということと、今、町長が言ったような答弁、現況は、基本条例等で口酸っぱく言っている住民と行政と議会が協働でなんていう話をして、今みたいな感覚で行くと、いつまで経ったってその協働の基本になる住民側の方が如何なものかなということになりますので、ある意味、そういったことを繰り返しながら育てていくということもまた大事な視点ですし、現況ほとんどの団体が職員が対応しているというそのことが、確かに実態は厳しいんでしょうけれども、それがベターだと思って対応していくというのが、それもまた如何なものかなという風に思いますので、原課そのもので例えば教育委員会部門とか、あとは産業課の部分とか、そう分けた段階と一緒に関係補助団体に対して、原課でそれを対応するという方式。それを含めて全体ということになると、なかなかこれは厳しいんですけれども、原課毎に対応して状況報告を受けてヒアリングをする。そこには一般の方でも来てもらって結構ですよぐらいのスタンスで、まずは教育委員会辺りから見本にするようなものやってみてはいかがかという風に思いますが、これもなかなかはいやりますとは言えないん

だと思しますので、その辺の検討をお願いしておきたいと思ひます。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

団体の独自性は我々もしっかり認めているところでもありますけれども、何分やはり人材がなかなかない中で、団体も高齢化していく中で運営が厳しい状況もあるんだと思ひますし、そういった現実も踏まえながら、しっかり対応できるところについては、そういった考え方もあるのかなと思ひますので、そのところはまた色んな団体の方々と新年の総会で会うことがありますので、そういった場所で意見を聞きながら、少しでも良い方向に繋げれるのであれば、そういった事にも取り組んでいきたいという風に考えているところでもあります。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

あと、職員の意識改革の部分なんですけど、これはある意味、どこまで改革が進んでもそこで終わりという事でなくて、永遠の課題になるというのは分かるんですけども、現況どんどん定数管理で正職員が減っていく。そこを臨時職員でカバーするという状況が、全体でみると大体半分ぐらいの状況でなってくると。本来の臨時職員の業務で対応が間に合うのかというぐらいの厳しい状況にあるんだと思ひますので、色々これからまだ人口減少含めていくと、間違いなく全体的なパイを少なくしていく方向は検討していかないといけないとすれば、やはり職員の資質を如何に高めていくか。それと、大事な部分は資質そのものもそうなんですけれども、やる気、意欲と言ひますか、そういうものを喚起していくということの持続というのが非常に大事な部分だと思う。その辺がある程度、全体的に厳しい状況の中で具合悪くして退職をせざるを得ないとか、休まざるを得ないみたいな状況も最近結構ありますし、臨時職員の対応の部分、あるいは協力隊とかの部分でも、満度に対応しないで途中で辞めていくというケースも多くあるんですけども、そういった部分でやはり意識改革と、それから今の意欲の喚起みたいな部分では、現況の体制の中でやるという事自体が非常に無理があるんでないかなと思ひますね。専門性と言ひますか、そういうものの部分で。ですから、1回で済むというようなものでもないですから、少し中長期的な視点の中で、そういう方向で専門的な方を入れてプログラムを組んで、何年かの期間にそういう意識を醸成していくと。特に管理者とか、それに準ずる方とかを含めて、そういう方向のプログラミングというか、そういう計画みたいなものについてはどうですか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

職員の意識改革というのは、本当に溝部委員さっきおっしゃったとおり、永遠のテーマと言ひますか、我々も入った時からそういう風に言われています。ただ、今、我々が何を感じるかという、当然、我々の入った時代と今の時代がかなり変わってきていると言ひますか、我々が20代の時と今の20代の方々の時代が変化している分だけ意識も変わっている。そして、まさに今、一番首長さん方の中で悩みというか、道庁の幹部の方々と話しても同じことなんですけど、やはりバブル期の時代に崩壊して、一時平成の合併が起きた時に、ほとんどの町村はやはり職員を10年間の間、採用していない期間があって、今、その歪みが相当組織として出ているんだろうということを皆さん感じているところでもあります。先ほど杉村委員の方からもありました、本来であれば係長がしっかりそこに居て、窓口の新人を鍛えていくという時代があったのが、なかなかうち辺りでも係長を張り付けられない状況の中で来てございますので、そういったすぐ手助けできるような、職員から職員に仕事が繋がっていくところが少し空洞化しているんだろうなと思ひますので、我々としても、今、そのところをなんとか30代以下の職員に少し成長を促すと言ひますか、ただ、最終的にはやっぱり自分で気付くことが成長につながるんだと思ひますので、なるべく気付くことに対しての研修だったり、とにかく外へ飛び出して、まず違ったものを見るのが私は一番ではないのかなと思ひますので、色んな研修の機会を与えております。ただ、積極的に行くタイプの人間と、どっちかというところとゆったり行くタイプがありますので、ただ、そうは言っても、人数が今60人から70人の間で推移している中では、やはり1人の人が欠けますと、かなり職員に負担がかかる

状況の中で来ている状況がありますので、そういったものも含めて、しっかりとこの、先ほど溝部委員もなぜ括弧書きなんだというのは、多分、私の当選の時の方針の中にも謳わせていただいているので、私はあえて書かせていただいたのは、要するに人も含めて、町も含めて、次の時代にしっかりと繋いでいかないと、町が成り立たない時代が来るんでないのかなという心配を持っていて、そういう言葉を使わせていただいていますけれども、まさに職員も今そういう時でありまして、本当にしっかりと繋いでいかなければ、これからますます厳しい時代が大変ではないのかなと思っていますので、まず我々としては、職員が気付きを持っていただくようなことを仕掛けていくしかないのかなと思っています。私の方からも直接発信したり、あとまた、前も言いましたけれども、新たに入った職員を町長室に呼んで直接会話をしたり、色々な形で伝えていくということから、その中から一つでも二つでもやる気が芽生えてこなければ、いくら研修を受けてもやっぱり本人が自覚しなければ成長はないんだと思っていますので、まずはそういったことの機会を多くしていくことが結果的に成長を促すのではないのかなと思っていますので、そういったところを我々としては重点的にこれからもやっていきたい。そのようにしています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

本当に永遠の課題で大変ですけれども、背景の状況がどんどん厳しい状況になるわけですから、職員一人ひとりに対する期待とかが大きくなってくることがまた、そういった部分も負担でメンタルな部分でなかなか付いていけないみたいな問題も起きている状況もあるわけですから、その部分はちょっと今の答弁ではできていないと思いますので、このあとA Iの関係とか、色々な今度はそういった専門的な部分を含めて、現体制の中だけでというものには、もう限界があるぐらい非常に速いテンポで進んでいる状況もありますので、中長期的にその辺をもう一度調整をしていただければなという風に思います。

それから、A I・R P Aの関係なんですけど、間違いなくどんどんこの方向に出ていくという部分の中では、やはり人的体制が経常経費に占める割合が多いわけで、その部分でできるだけ何とかしようということの発想だと思いますし、それに耐えるだけどんどんまたA I化も技術も進んでいるという状況ですよ。例えば民間で最近、テレビとか実際に函館辺りの大きい店なんかに行きますと、買った商品を袋に入れて、それをボックスの中に入れると、一遍に金額が出てきて明細が全部出てくると。それに合わせてカード決済とか何かで1人でやると。そこには店員が一切関知しないみたいなものとか、大きなスーパーなんかでも、食料品の細かいものもそういう段階に入ってきているというところまでA Iの技術がもうどんどん進化している状況ですから、そういった点からみれば、形状的には同じような形の仕事の内容をA I化していくというのには、私はそんなに時間かからないで、どんどんそういう方向で町の方も進んで行くんでないかなと思うんです。それで、そこに向けて対応するとすれば、ここに書いているとおりなので、現行業務の課題調査等の可視化を行うという、これが非常に大事なことなんだと思います。今までも電算含めて色々、どっちかと言うと近隣町よりは早い段階から、これはもう深山町長の頃から立場的なものもあって結構先行的にやったという事例があるんですけれども、と言っても、まだまだなのかなと。民間の先行的なものからすれば、まだまだというような感じもしますし、実際に自治体としても、もう既にそういう事例が国内に結構インターネット等で見ると出てきますので、先ほど課長は業者のということの話なんですけれども、業者も色々あるんだと思うので、あまり既存の業者にということではなくて、現実でそういう形を取っている自治体の状況をまずは調べてみる。その前段では、もちろん現況の課題を含めて、現段階で整理を付けるものはどんどんしていくと。その上で何が可能性があるのかということなんだと思う。現況をきちんと整理しないで、いきなりそこへ行くと、なかなかそれが逆効果みたいな可能性もありますので、まずは現況で出来る簡素化・省力化というのは、もう原課それぞれと全体的な視点でやるというのが第一だと思う。それを踏まえた上でA Iについては、当然、先行して実施している自治体の状況の情報も集めて、福島で対応できる部分から順次その方向を検討していくということでもいいのかなという風に思いますが、いかがですか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

先ほどの人材の関係につきましては、人材育成計画等もありますので、そういったものの中で中長期的

にしっかりやっていきたいと思えます。

そして、AIの問題については、私は少し考え方が違うと言いますか、やはり都市部と田舎との違いもあるんだと思うんですね。やはり圧倒的に都市部は窓口の件数が多い中で、多分、AIというのは発揮しているんだと思いますけれども、我々やはり窓口はどちらかと言うと件数より相談事の方が多いので、私は少しうちで合うのは窓口ではなくて、多分、点検とか、俗に言う消し込みと税務課でも言いますが、そういった点検の中にAIというのが効力を発して、今まで職員の負荷がかかっていたところが我々としては有効ではないのかなと思っていますので、若干やはり10万人の都市部なんかで例えば住民発行が自動化できるとか、色んな形とはまたちょっと違うのかなという気がしていますので、ただ、それにしても、この前から私も既存の業者がどうこうではないですけど、色んな町に関わる電算関係の業者さんとお話していて、まずは町として何が出来るのかを一緒に勉強しながら組み立ててみませんかということをお話している段階でもあります。そういった中で、まずは事務の中で、本当にそこにターゲットを絞ってAIがそこに絡むことによって事務の効率化が図れるということを見つけていかなければ、今、先進事例はどちらかと言うと都市部が中心でやっている所が多いんだと思います。そういう所はやはり圧倒的に窓口件数が多くて、その手間を省くのにAIを使っているというのが私はまだ多いんでないのかなと思っていますので、ただ、今、ネットで検索しますと色んなものが出てきますので、また、自治省も先ほど言いました総務大臣通知の中で、その関係の先行事例みたいなのを常に1週間ごとの発信をして、我々の所にも届いてきますので、そういったものを是非、職員の自主研修もありますので、そういったものを含めながら、まずは町として出来るもの。なんだかんだ言っても、やっぱり結構金がかかりますので、金はかけたけど町としてメリットがないのであれば、本当にそれはただ珍しいものに飛びついてるだけになりますので、そうではなくて、実際本当に機能として生きるようなものを見つけていくには、やはり自分の仕事をしっかり分析しながら、その専門の方々と相談して、そこにターゲットをして既存のプログラムであるのか、開発しなきゃいけないのか、そういうのも含めてやっていく必要があるんだと思っていますので、福島町は従来から、斎藤町長の時代も含めて、深山町長の時代も含めて、電算に関しては我々も道内の先を行っているという自負もありますので、是非こういったものについても、しっかりと将来を見据えて、きちんと町に合うようなものを見つけて、いち早くそういったものに取り掛かれるような体制を職員全体で取っていききたいと思っていますのであります。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今、町長が言ったように、もう事例は幅広く広範にわたって対応している所から一点的なものとか色々ありますから、当然、福島に合った部分ということで良いんだと思います。ですから、そのためにも現況でやれること、何をAI化に求めるのかの部分をしっかり可視化して対応するというのが一番大事だと思う。例えば、これも何回も言っているんですが、ワンストップで転入・転出については、その窓1個所ですべて済むみたいなことなんかというのは、すぐ出来るんでないかなと思いますし、そういう部分が検討することによって、検討の結果、そこまで至らないとしても、省力化、簡素化については、非常に大事な部分の可視化だという風に思っていますので、その部分をしっかり対応していくことをお願いしておきたいと思えます。

○委員長（川村明雄）

ほかに意見交換ありますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

以上で、第5次福島町行政改革大綱についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の入れ替えを行います。

大変ご苦勞様でございました。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時03分）

（再開 11時16分）

○**委員長（川村明雄）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの町長の挨拶の中での一部訂正がございますので、お願いします。

鳴海町長。

○**町長（鳴海清春）**

すみません。私、挨拶の中で「第4次」と言うところを「第5次」と発言しましたので、訂正をお願いいたします。

○**委員長（川村明雄）**

そのように訂正します。

次に、調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数についての調査事件に入りますが、あらかじめ調査内容について、簡単にご説明いたします。

地方公務員の臨時職員・非常勤職員任用根拠の明確化・適正化を図り、平成29年に地方公務員法等が改正されました。令和2年度からの法施行に合わせ、今年度中に当該職員の現状を整理し、「会計年度任用職員制度」への移行が求められています。

このような中で、町より「会計年度任用職員制度」への移行に係る資料、併せて再任用制度及び職員定数に係る資料が示されましたので、内容を調査いたしたいと思えます。

それでは、調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿総務課長。

○**総務課長（小鹿一彦）**

それでは、資料の1ページをお開きください。

調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数についてでございます。

まず1として、会計年度職員について。

(1) 経緯。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、新たに会計年度任用職員制度が創設され、これまでの臨時職員が会計年度任用職員へ移行となります。

(2) 条例の制定について。

条例制定を予定している「福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」は、第1章から第5章まで、全28条で構成し、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給与及び手当等の内容を規定しており、現行と新制度の主な比較については、次の表のとおりでございます。

表の中で、給料月額欄は、今年度の一般事務員の場合を例として表示しております。

まず、任用形態ですが、現行の臨時職員が新制度では会計年度任用職員となります。任期については、現行、6カ月毎（更新1回）となっておりますが、新制度では1年となります。給料月額は、今年度の一般事務員を例としますと、月額14万4,100円となっておりますものが、今後は正職員と同じように給料表に規定する給料月額を支給することとなります。この一般事務員を例といたしますと、1級1号俸、給与改定後でございますが、14万6,100円となります。また、フルタイム任用職員につきましては給料、パートタイム職員につきましては報酬となり、7節賃金は科目廃止となります。昇給については、現行はありませんが、新制度では継続任用となった場合は経験年数による加算がございます。期末手当は、現在6月が1.15月、12月も同じく1.15月で合計2.3月が、新制度では6月が1.30月、12月も1.30月、合計2.6カ月と0.3カ月上昇します。その他手当につきましては、現在、通勤手当と時間外勤務手当ですが、通勤手当、時間外手当、宿日直手当のほか、夜勤勤務手当など、これらの勤務が追加されております。ただし、当町では実際のところ通勤手当と時間外手当以外は該当しておりません。

次のページをお開きください。

(3) 規則に委任する主な事項について。

①として、福島町会計年度任用職員の給与に関する規則では、給与、手当の支給に関し規定します。こ

れまでの臨時職員との大きな変更点では、フルタイム任用職員が継続任用となった場合には、基礎号俸に経験年数による加算をすることができることとしております。

会計年度任用職員に移行した場合は、規則の別表の基礎号俸と上限号俸を定めるものでございます。

②として、福島町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則では、勤務時間、休暇等に関し規定します。主な休暇は次のとおりとなっております。

まず、年次休暇につきましては、現行は日数が半年毎7日で年間14日となります。会計年度任用職員移行後も同様に年間14日となります。

なお、勤務年数による休暇日数の加算につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、休暇の繰越についてであります。現行は繰越することができませんが、継続任用された場合には繰越しすることが出来るとしております。

次に、特別休暇については、現在、有給についてはございませんが、新たに公務による病気休暇や夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇などが有給で与えられ、無給では、私傷病による病気休暇、産前産後休暇、育児休暇、介護休暇等が無給で取得できることとなります。

(4) 福利厚生について。

2年目に継続採用となった場合は、職員と同じく共済組合及び退職手当組合に加入することとなります。これは令和3年度からになります。1年目の、これは令和2年度ですね。来年の健康保険等は、まず社会保険、厚生年金。2年目以降は、北海道市町村共済組合加入となり、退職手当につきましては、1年目は雇用保険となりますが、2年目以降は北海道市町村退職手当組合に加入することとなります。

(5) 施行期日については、この条例は、令和2年4月1日から施行します。

それでは、条例及び規則の主な部分をご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

福島町会計年度任用職員の給与及び費用に関する条例(案)ですが、第1条から第3条までが会計年度任用職員の定義と給与の種類、支払い方法などを規定しております。第4条から第13条までがフルタイム会計年度任用職員の給与に関する規定で、4条と5条では給料と職務の級、6条から13条までは期末手当や1時間当たりの給与額の算出方法などについて規定しております。14条から23条までは、パートタイム会計年度任用職員の給与について規定しております。14条では報酬ということで、先ほどご説明申し上げましたように、フルタイム会計年度任用職員と違い、パートタイム会計年度任用職員は、給料ではなく報酬という形で支給されることとなります。

次のページをお開きください。

16条から23条までは、時間外手当や期末手当などのパートタイム職員の時間外手当や期末手当などの支給方法を規定しております

9ページをご覧ください。

9ページの第4章パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の第24条と第25条では、フルタイム会計年度任用職員という通勤手当と旅費に係る規定となっております。

次に、会計年度任用職員の給与に関する規則について、ご説明いたします。

11ページから16ページとなります。

主なポイントについて、ご説明いたしますので、まず12ページをお開きください。

第6条でございます。第6条で経験年数を有する者の号俸ということで、例として、来年4月に事務員として初めて福島町の会計年度任用職員と任用された方が、令和3年度以降、継続して任用された場合に、令和3年4月の給料号俸は基準号俸である1級1号俸に2号俸が加算され、令和3年4月には1級3号俸となります。また、令和4年4月にもさらに継続雇用された場合には、さらに2号俸加算され1級5号俸となるものでございます。

なお、現在任用されている臨時職員の方々が令和2年4月に会計年度任用職員に継続任用された場合については、附則の2で、この規則の施行の日前において、つまり令和2年3月31日において、当該会計年度任用職員の職務と同様に任用されていた場合の経験年数と基礎号俸は、別途定めることとしております。過去の経験年数をある程度加算する方向で現在検討しております。

その下の別表1をご覧ください。

職種別基準表となっております。

会計年度任用職員は、職員に準じ給料表によることとしておりますので、以下のような基礎号俸と上限

を設けております。

17ページをご覧ください。

会計年度任用職員の勤務時間と休暇等に関する規則でございます。

前段ご説明申し上げましたとおり、第5条で年次休暇に関するもののほか、第6条第1項で有給休暇として取得できる病気休暇や夏季休暇などを規定し、第2項で無給により休暇として産前産後休暇や介護休暇などを規定しております。

次に、20ページをご覧ください。

別表の年次休暇表でございます。

先ほど2ページの表でご説明いたしました、勤続年数による休暇日数の加算ですが、4年以上勤務している方は5年目からは16日の有給休暇を取ることができます。7年目からは20日となっております。

次に、21ページをご覧ください。

次に、2の再任用制度についてでございます。

(1) 再任用について。

再任用制度は、公的年金の支給開始の年齢の引き上げが行われたことを踏まえ、職員が定年後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう雇用と年金との連携を図るとともに、長年培った能力・経験を有効に発揮できるよう定められたものであります。

現在、再任用職員は6人であり、全員がフルタイム職員として勤務となっており、今後、各年度の再任用職員数は、令和2年度には10人、令和3年度には11人を予定しております。

管理職については、今後3カ年で9人のうち5人が定年退職を迎え、再任用職員として勤務することとなります。

このような中、次世代を担う40代後半の職員の一般職は、全職員に占める割合が10パーセントを切る年齢構成となっており、定年退職した職員で「従前の勤務成績が優良」や「職務の遂行に必要な知識及び技能を有している」などの優秀な職員については、新たに福島町職員の再任用選考要領を策定の上、選考により管理職への登用を一時的に進めたいと考えております。

なお、福島町職員への再任用取扱要綱の改正(案)は、次のとおりとなります。

また、3級職については管理職手当を支給する方向で検討しております。

①福島町職員への再任用取得要綱の改正(案)でございます。

改正前で、11条で職務分類で主任で1級、主査で2級とあるものに、改正後は、職務分類に会計管理者、課長ほかを設け、3級を追加するものであります。

次に、②の再任用職員の給料表ですが、ここにありますのは給与改定後の給料表で、次のように規定されております。

1級の給料月額が18万7,700円、2級の給料月額が21万5,200円、3級の給料月額は25万5,200円となっております。

次のページをご覧ください。

3の職員定数についてでございます。

(1) 定数条例について。

「福島町職員定数条例」による定数は92人であり、現時点では再任用職員が令和2年度には10人、令和3年度には最大11人が見込まれておりますが、中途退職等により令和4年度までの職員数は、最大で86人を想定していることから、当面は定数条例の見直しは行わないこととします。

(2) 職員数について。

職員定員管理適正化計画後期4年間の職員数見込について、令和元年11月25日現在で掲載しております。

令和元年度では、⑤の今年度末の3月31日現在で76名の職員を予定しております。令和2年度には、一般職で5名の採用、再任用職で4名の採用で、合計9名を採用し、令和2年度末で⑤の80人を予定しております。そして、令和4年度末では3月31日では83人と想定しております。

再任用職員数の内容は、その下の表、以下のとおりとなっております。

以上で、調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（川村明雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時34分）

（再開 11時35分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は不明な点や疑問な点の質疑といたします。説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

木村委員。

○委員（木村隆）

まず、先ほど12ページのところの説明で、ちょっと私メモを他に置いて聞き逃したんですけれども、半年で2号俸昇給するような説明ありましたけれども、もう1回そのところをお願いします。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

12ページの第6条の関係でございますけれども、例としてお話ししましたのは、制度が始まる来年4月1日に初めて事務員として会計年度任用職員が採用された場合、会計年度任用職員は継続年数により加算があるということなんですけれども、令和2年から令和3年3月31日まで勤めたとします。そうすると、そこでまた令和3年度に継続任用された時、令和3年4月1日に、その令和2年度の1年間というのが経験年数として加算されます。それで、ここの6条で謳っているのは、その経験した月数、つまり12カ月ですね。それを12月で割ると。そうすると、12割る12で1という風になります。それで、6条（1）1週間の平均時間が31時間以上である月からなる経験年数。これはフルタイムの方は我々職員と同じように38時間45分働いていますので、（1）に該当します。そうすると、ここの（1）の2というのは、今、計算した12割る12の1掛ける2で、乗数です。2を掛けるという意味の2です。それで、2号俸上がるという形です。それで、先ほど説明しましたのは、その方がさらに令和4年4月1日でも、また3年目継続雇用された場合には、過去2年の令和2年と令和3年の2年間は経験年数として、もう既に1号俸足していますので、令和3年度の分が新たに経験年数として加算されます。それも12カ月なので、12割る12で1と。それで掛ける2で2号俸アップで、1級3号俸から1級5号俸になると。号俸で言うと、来年4月1日が1級1号俸でスタートした人が令和3年には1級3号俸、令和4年4月にも継続された場合には1級5号俸というようになるということでございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

1ページの手当なんですけれども、国のマニュアルなんかを見ますと、この新制度の記載のほかに退職手当というのも、そこは各自治体で決めなさいという形になっていましたけれども、その検討はされましたでしょうか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

資料の2ページをご覧ください。2ページの（4）福利厚生。ここに退職手当となっております。それで、会計年度任用職員につきましては、令和2年度は退職手当につきましてはまだございまして、雇用保険の適用となりますが、令和3年度も引き続き継続雇用となった場合は、職員と同様に退職手当組合に加入することとなりますので、令和3年度からは継続された方は我々と同じような退職手当の該当となります。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

15ページの職種別基準表なんですけれども、総務課所管のものが主に載っているんですが、教育関係の方の基準のものという記載がないんです。例えば図書館で働く方とか、部活動指導員ですとか、ALTとかも、こういった会計年度任用職員という規定になっているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

これは町全体の職種別なので、例えば教育委員会にも臨時職員がいますけれども、教育委員会内部にいる方も事務員でありますし、図書で2人現在雇用しておりますが、そこも事務員の号俸に当てはまっております。あと、小学校に入っています学習支援員も教育委員会の所管です。あと、用務員の方も吉岡小学校に入っていますし、臨時教員ということで一番最後の方もおります。ただ、ALTに関しては、国の方の基準で別途これとは別に、町で規定じゃなくて、国の方から給料は指定されておりますので、ここには載ってきておりません。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

2ページなんですけれども、特別休暇。実際に夏季ですとか、結婚ですとかがあった場合に、今ほどの程度この該当になった休暇というのは取れるんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

基本的には職員と同じになりますので、夏季休暇であれば3日、結婚休暇であれば5日という風になります。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

特別休暇で、大きな市とかになりますと女性の生理休暇も該当になるような、ネットでちょっと見たんですけれども、福島町はどういったルールになっていますでしょうか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

19ページをご覧ください。会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の（8）ですね。職員と同じですので、入っております。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

それから、4月1日から会計年度職員制度が始まるに伴って、今、働いている現行の臨時職員がまた採用になる場合のスタートの給与と言いますか、まったく規則的に別物なので、この15ページの号俸に従ってスタートするものなのか、ある程度それまで働いてきた年数を加算して号俸がスタートするのかわかります。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

先ほどご説明申し上げましたように、15ページの附則の2で、今、おっしゃられました、現在雇用されております臨時職員の方が新制度になっても引き続き採用された場合、附則の2の最後の2行になりますけれども、当該会計年度任用職員と同種の職務に経験した年数。現在勤めている職務と、また来年度採

用された職務が同じであれば、過去の部分も経験年数の基礎号俸に加算する方向で現在検討しております。先ほど申し上げましたように、これは別途定めるようにしておりますけれども、ある程度、上限を設けて加算する方向で検討しております。

○委員長（川村明雄）

ほかに。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

2ページの福利厚生の関係なんですけれども、退職手当の部分の負担金ですよね。それと、辞める場合の支給の関係ですね。これについては、どういう風になっていますか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

2ページの退職手当につきましては、来年1年間、令和2年度はまず雇用保険となります。それで、令和3年度以降、先ほど申し上げましたように、継続雇用された場合は我々と同じく退職手当組合に加入します。それで、負担金の方なんですけれども、今、国から示されているのは、3年度も雇用された場合、2年度まで遡って、2年度と3年度の分の2カ年分を令和3年度に負担するということとなります。それ以降、4年度、5年度は各年度負担していくこととなります。そして、その負担金の大半その額ですけれども、今、臨時職員に近いうちの20代中盤くらいの職員の給料を基に計算しますと、退職手当組合の負担金は1人当たり年間30万円ぐらい負担しておりますので、それに近い形が負担金として納付されることとなります。また、その方が辞めた場合には、自己都合だとか、公務による傷病とか色々ありますけれども、勤続年数によって、最初は1年目0.5022からスタートして、そこから毎年少しずつ上がっていく形になります。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

負担金の料率ということになるんでないですか。料率のことを聞いているんです。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

率は確かにございます。実際、標準月額報酬に基づいて負担しておりますし、率もございますが、今、手元に資料がないので、後ほどお答えいたします。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

正職員と同じということでもいいんですか。その確認です。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それも含めて確認させてください。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

20ページに年次休暇の表が出ているんですが、これは4年目からでなければ該当にならないということの意味ですか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

ここで書いているのは、週の勤務が5日ということで、我々と同じく月曜日から金曜日まで勤めている

方、月曜日から金曜日じゃない人もいますけど、5日勤めている方で、一番左にあります4年未満が14日というのは、現在も1年目から要は3年目までが14日ということで、半年ずつ7日が与えられています。

○**委員長（川村明雄）**

ほかに質疑ございますか。

木村委員。

○**委員（木村隆）**

新しい3級の制度を作りたいということで、そういう方向性の中で、選考によって管理職への登用を一時的に進めたいという風に書かれていますけれども、例えばその該当される方が3級の課長職はちょっとできないんだという意思表示なんかした場合は、どういう風な対応を取られるのでしょうか。

○**委員長（川村明雄）**

工藤副町長。

○**副町長（工藤泰）**

現在この制度はございませんが、先行してやっている所もございます。まず、再任用に関しましては対象者に意向調査します。その際、これをやるとなれば、管理職任用について希望するか、しないかも含めた中で意向調査をして、当然、選考要領も作りますので、本人との面談の上、そういう形でしていく予定でございます。

○**委員長（川村明雄）**

木村委員。

○**委員（木村隆）**

それから、22ページの職員定数の中で、見込ということですが、ちょっと話がずれるかもしれませんが、保育士さんの募集をしていますけれども、来年度の募集された方というのは今のところいらっしやるのでしょうか。

○**委員長（川村明雄）**

小鹿総務課長。

○**総務課長（小鹿一彦）**

今、丁度11月いっぱいまで募集をかけておりますが、応募はない状況でございます。

○**委員長（川村明雄）**

溝部委員。

○**委員（溝部幸基）**

21ページの新たに職務分類で管理職までも広げていくということなんですが、ここの分の該当というのは、新たに令和2年度から再任用になる部分だけという解釈ですか。現時点で再任用の部分が、最大で3年ですから、2年とか1年とか残っている再任用の職員がいるわけですね。そういう方もこの対象になるという風に考えていいんですね。その確認をします。

○**委員長（川村明雄）**

工藤副町長。

○**副町長（工藤泰）**

現時点で既に来年度、今いる方の意向調査もしてございます。ただ、この制度はその時点ではありませんので、現在ですと新たに再任用される方も一応全員希望ということですが、先ほどお答えしたとおり、3級職というのはその時点では入れてございませんので、何らかの形でもう一度、今の再任用になられる予定の方には、その辺の意思確認も含めた上で、一応選考規定も作って、する場合はする予定でございますので、その辺は再度、意向確認をした上で考えていかなきゃないと考えております。

○**委員長（川村明雄）**

溝部委員。

○**委員（溝部幸基）**

ちょっと質問の内容が違うので、現時点で来年度から再任用の対象になるという人について、今、副町長は答弁したので、そうではなくて、現時点で再任用になっている職員ですよ。ですから、令和2年度もあと2年、それからあと1年残っている再任用の職員がいるわけですから、その方達も当然この新たな改

正後の職務分類の中での範囲が広がる、ここに書かれている対象になるという考え方でいいのか。この部分を伺います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

現時点では、新たな制度を設ける形で、遡及までは考えてございませんので、基本的には新たな制度から適用された職員を念頭に今のところは考えているところであります。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今、町長が答えた内容はどこに書いていますか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

この中には明記されてございませんけれども、我々の今、運用上の中で、そういった規定をもってやっていきたいということでもあります。

○委員長（川村明雄）

あと質疑ありますか。

木村委員。

○委員（木村隆）

2ページの年次休暇で、初年度だけ新しく会計年度任用職員という形になるんですけれども、今、働いている方が年度跨ぎになった場合の今の日数の残というのは、新しい会計年度職員に繰越することはできるのでしょうか。それとも、まったく繰越はできないという形になるのでしょうか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

先ほどの表にあるように、今、7年以上勤めている方もいて、最大20日、半年10日、半年10日で貰っている人もいますので、基本的にはそこは継続したいと思っております。それで、今、おっしゃった、年次休暇は1月から12月なものですから、1月、2月、3月の3カ月分を4月以降繰越すかということだと思っておりますけれども、その辺は確認して後ほどお答えいたします。

○委員長（川村明雄）

ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時58分）

（再開 12時54分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

午前中の質疑の中で、まず溝部委員からご質問ありました、退職手当組合の負担率の関係でございます。我々一般職と同じく負担率は1,000分の160となります。

それから、木村委員の方からご質問ありました、現在任用されております臨時職員の年次休暇の繰越しですけれども、来年3月末時点で未消化があった場合は、4月1日に継続任用された場合は繰越すとい

う風になっております。それで、さっき前段、私、1月から12月の年次休暇と言いましたけれども、職員の例で言ってしましまして、臨時職員の場合は4月から3月で休暇を付与しておりますので、今年度の4月から3月までに未消化の休暇があった場合は、来年4月1日に採用された場合は繰越すということになってございます。

○委員長（川村明雄）

それでは、続いて説明員との意見交換を行います。

木村委員。

○委員（木村隆）

まず、フルタイムでの会計年度職員の方が年を追うごとに号俸が上がっていくという形になると思うんですけども、その中で1ページの方に昇給というのが表現としてなしという風に書かれています。普通に捉え方として、号俸が上がるとことは給与が上がるという風に捉えるので、昇給するという風に一般的には考えるんですけども、この昇給なしというのはどういう風に捉えればいいんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

今、おっしゃるように、確かに我々一般職の正職員ですと昇給という表現をしますけれども、この会計年度任用職員につきましては、あくまでも年度の任用で、それで分かりやすいように昇給という風にここに書いていますが、実際は2号俸ずつ上がったりしますので、経験年数を加味した号数が加算されるということで、我々の昇給とは違いますけれども、運用上は実際は同じようなことですが、言葉的には経験年数を号俸に加算するというところでございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

それで、会計年度職員を4月1日から国の方でやりなさいということで、その目的というのが非正規という扱いをきちんと明確にしなさいよということで、総体的に田舎の自治体ですと待遇がこういった形で少し良くなる傾向があつて、都市部は自治体によっては悪くなるという傾向もあります。ネット新聞なんかを読みますと、ボーナスのない臨時職員の扱いの自治体があつて、会計年度が始まったら月額を低くしてボーナスを出しますよということで年報酬は同じですという所もありますし、石狩市なんかは総務省のアンケートに臨時職員を2020年度からは専門職以外はパートタイムにするという風に答えたそうです。これで一般質問が行われて、フルタイムも検討しますというようなことも書かれていました。これは多分、賃金の上昇があるので、大きな都市とかは職員給与費が高くなっていく、総体の給与費が高くなっていくので問題があるので、こういう形を取らなれないのかなと思っています。ただ、福島の場合は、今、だんだん人口も減ってきて人の確保も大変な状況ですから、これぐらいの待遇の改善というのは必要なことだと思います。それで、一番大事なことだと思うのは、やっぱりこういう風なルールが変わることを、今、働いている臨時職員の方もそうですし、一般の職員の方にも説明をするということが大事だと思います。会計年度職員になりますと、今度、労働組合にも入ることができると思われていましたので、労働組合の方も会計年度任用職員のルールも知っておかなきゃないと思いますし、先ほど言った号俸のスタートラインのことなんか色々出てくると思いますので、働く方の方に説明というものは、勉強会というわけではないですけども、折り合いと言いますか、そういった事が必要になってくるんでないかなと思います。その点について伺いたします。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

今、木村委員からありましたように、この制度自体が臨時職員の処遇改善ということですので、我々も今より悪くなるというようなことは考えておりませんので、働き方改革とも併せて、今より処遇が良くなるようにということで、給与の面、休暇の面もこのような規則・条例にしております。

それで、今、ご質問ありました、説明については、12月議会に条例提案した後、規則等も今日のご意見を伺って、きちんと整理されたら、できれば遅くとも1月中には現在働いている臨時職員の方々には、

もちろん制度が大きく変わりますので、説明しなきゃいけないなと思っております。なお、募集についても、昨年は2月6日に出しておりますけれども、その辺も遅くとも2月の頭には出さないと、色々出てきますので、説明会と併せ、募集手続きも早めにやっていきたいなと思っております。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

特にスタートの4月1日の中で、今日まで何年も継続で働いてきた方のそのスタート時の号俸のところをきちんとそこは評価してあげてほしいなと思います。特に、これは去年の9月に保育士の改善のことを言いましたけれども、今、保育士を募集しても集まらない状態で、ベテランの方も頑張っって臨時職員で働いていらっしゃいます。本当に子どもへの関わり方は正職員と同じです。これは今、たまたま保育士の例を出しましたけれども、そういった形でこれまで頑張ってきた方を継続で雇用する場合の号俸の評価というのもしてあげていただきたいなと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

今、ご意見をいただきまして、ありがとうございます。私が就任してから、臨時職員の改善については、休暇を含めて色々な形でやらせていただきました。今回も（再任用職員）になりますけれども、うちの場合は早々と手当も出していましたので、それほど負担が多くなるということではないんだと思いますが、各町においては、やはり病院を抱えていたり、色々な形の中で負担が増えるということで、処遇改善をしなきゃいけないんだけど、反対に下がるようなことも聞いてございます。ただ、我々は、今、木村委員おっしゃったとおり、しっかり今までも我々の仲間として支えてきていただきましたので、そこのところは今より悪くなるということの作りはするつもりもありませんし、なるべく少しでも本人が働いて良かったなと思えるような改善をしていきたいなと思ってございますし、また、臨時職員で頑張った方々の中からも、退職していらっしゃる方は別にしても、そういった方々を職員に上げたり、色々な形で今しています。本当になかなか保育士も含めて、やっぱり専門職は看護師もそうですけれども来ないという状況がありますので、一生懸命協力していただける方々にはしっかりと我々も待遇の改善が図れるようなことを、これからもやっていきたいなと思っています。

○委員長（川村明雄）

そのほか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今、木村委員とのやり取りの部分での昇給の関係なんですけれども、これは基本的に1年間で任期ということなんですから、そして、この規則の中できっちり号俸アップの継続して勤務する場合のことを規定しているわけですから、昇給の部分を中心にきちんと整理した方がいいと思いますので、その文言については検討していただければなと思います。

それで、同じく20ページの休暇の関係ですよね。年次休暇の関係で、先ほど課長の方の説明で、3年目も1年目から同じなんだということが分かったんですけど、この表ではちょっと分からないですよね。例えば4年未満というのは、これは勤務年数のことなわけですよね。それで、括弧書きというのは、要は有給休暇の日数の部分だということなので、括弧して例えばこの部分であれば4年目まではこの表と。それから、次は4年以上、5年以上となっているんですが、この「以上」はいらぬですよね。勤続4年の場合は、5年目からこの日数になりますよという表ですよ。であれば、4年で（5年目）、5年で（6年目）ということでもいいんだと思う。そして、最後は6年以上勤務の場合は7年目から、これがこれ以上増えないということの意味ですよ。そういう風に変えた方がいいと思いますが、いかがですか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

確かに、今、言われました、一番最初の4年未満で（4年目）と書いているのが一番分かりづらいというか、溝部委員おっしゃるとおり、そもそもそれがいらぬんだと思います。そして、それ以降は4年以

上経ったら、5年目の採用になれば16日、5年以上勤務して6年目も採用されたら18日という意味なので、一番最初の（4年目）は分かりづらいので直したいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

それで直しても困るんです。4年未満ですから、4年は入らないということですから、だから、要は勤務の年数は4年未満ということで分かりますけれども、実際にそれを適用するのは4年目まではこの14日の適用をするということですから、これはこのままにして4年目までは、1年から4年でもいいですけども、そういうことだと思いますが、もう一回確認します。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

今、おっしゃったように変えていきたいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

21ページの今の職務分類の改正の部分なんですけれども、町長は、規定の中でその辺は整理すると。ですから、改めて令和2年から再任用になる人方だけが適用になるんだという言い方をしたんですけれども、要綱そのものでは基本的に再任用の任期というのは1年ごとに対応するということになっているんだと思うんですよ。そうであれば、今、残っている、あと2年と1年ですか。長くて2年ですね。1年は今年度で終わりますから。そういう方も含めて、全体でそういう対応をするという風に捉えないと、これは要綱ですよ。要綱の部分の中では、ちょっとその判断が難しいのかなという風に思うんですが、機会均等という言葉もありますし、選択と言いますか、どう人事権でそれに対応するかは、これはもう町長が対応するわけなんですけれども、対象となる部分については、基本的に令和2年からの新しい再任用の対応については、こういう職務分類で対応しますよという要綱だという風に思うんですが、確認をします。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

これについては、私は1級、2級とは若干異なる考え方を持っておりまして、1級については溝部委員おっしゃるとおり、役職でこれまでスライドして、本人が希望しない場合は別ですけども、希望すればそのまま。ただ、この3級については、先ほどの定数の人事の関係で、少し今、端境期にありまして、退職する方に対して昇級を上げる人材と言いますか、課長補佐のクラスの中で少し厳しい状況があるので、少し再任用の方々を使って、その暫定期間の間は凌ごうかという我々の考えがありますので、必ずしも恒久的にずっと運用していくかということでは私は今思いません。そこのところである程度、活用する方もいれば活用しない方もいるという形で私は今ここを考えていますので、必ずしも管理職をやられた方がすべてここにスライドして落ちていくということは考えていません。そういった中で、旧来の方々にいつまで活用するという形には考えてございませんので、そうしますと、あとは人事の運用になりますので、その中で私は今回こういった制度を使いたいなということで、今、総務の方をお願いして提案させていただいています。ちょっと従来の再任用の活用の仕方とは違った形で、私は恒久的なものとしてとらわれないで、暫定的にこの期間を制度を使って凌いでいきたいという考えを持っていますので、必ずしも全員を登用するという考えは持ってございません。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

私も別に全員を登用ということではないし、この前段の部分で一時的な対応と。それは今の定数の状況含めては、なかなか管理職の対応も難しいという背景があるということは理解しています。そうであっても、今、言ったように、対象としては1年毎に更新をすると言いますか、言葉が悪いんですが、再任

用するということになるわけですから、対象としてはその方達も対象になりますし、それを選ぶかどうかというのは、それは本人方が希望してなるものでないですから、当然、町長の方が決めていくということなんですけれども、対象とするとした場合には、この要綱からいくと、あと2年残っている方も、1年残っている方も対象とするという内容になってしまうということの指摘です。ですから、その上で、これは再任用の方達が管理職になりたいとか、そんな話を言っているつもりはまったくないので、そういう形の中から町長が選ぶという形の要綱ですよということの指摘ですから、私は間違ったことを言っていないと思いますので、その辺を誤解なく、再度、検討をしていただきたいということをお願いします。これ以上は言いませんので、お願いをしておきます。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

先ほど私の説明がちょっと悪かったというか、あるかと思います。基本的には溝部委員おっしゃるとおり、対象としては何ら排除するものではありません。ただ、運用上の中で、我々としてはそういう方向でという考えですので、先ほど遡及の話とか余計なことを言ったので誤解を招いたのかなと思いますので、そこは訂正させていただいて、今、おっしゃるとおりの形で、対象にはなりますけれども、すべてそういう形で運用するというのではないということだけ理解していただきたいと思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

15ページの職種別の形なんですけれども、さっき木村委員のやり取りの中でも出てくるように、現時点でこういうものが想定されるということで、これ以外にもここに出ていない部分では、例えば図書司書とか、そのような国家資格、あるいは民間の介護関係なんかでも、ALTとか、色んな形の資格を持った方が、また今の臨時職員の形で対応するというケースは今後あり得るんだと思いますよ。そういう部分については、当然、この状況に合わせて町長が判断してということでもいいんですよ。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

この点につきましては、おっしゃるとおり、その都度また。ここにもありますように、新たに出てきた場合は規則改正して追加もしたりしておりますので、現時点で想定する部分しか載せておりませんが、おっしゃるように、もしそういうのがあれば、そのようにしていきたいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

それから、もう1点、先ほど現在の臨時職員の方の継続して対応する部分ということなんですけれども、これは事務員という形で一括りで対応しているのが、これは議会の方の臨時的対応もあるんですけれども、やはり初めて臨時職員で対応した場合と、相当経験して対応している状況を見ると、雲泥の差の技術だと思いますし、その辺を加味する形というのはなかなかできないという、何回かこれもやり取りをしたんですが、それでも事務員ということで一括りの形になるというのが、すごく実際頑張っている職員のことを考えると、何らかの格差があってもいいのかなと思うこともあるので、それもまた難しいことも分かっているんですけれども、それは十分加味して、これから検討するというので、できるだけその辺を、もちろん偏った形でなくて、ある程度きちんと説明できるような算定の根拠は当然必要なんですけれども、十分加味して対応していただきたいということが1つと、その辺の部分はこの有給休暇の中で、先ほど現況の部分については引き継ぐんだということなんですけど、その引き継ぎ方なんですよ。現行の部分では40日が最高ということになるんですけれども、あくまでも令和元年までの部分については、それとは別にといいことで考えるのか、それも加算していくという考えになるのか、まったくその辺は考えていなかったのか、どうですか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

まず、前段の経験年数は先ほど申し上げましたとおり、15ページにある基準号俸に過去の経験年数を加味していきたいと思っております。

それで、今、おっしゃいました休暇の関係は、令和2年4月から新しく制度がスタートすると、14日から長い人で20日、1年間で有給休暇が付与されますけれども、現在勤めている方、この令和元年度です。その未消化のあった休暇は令和2年度の例えば20日の人がいれば、今年度10日未消化があったとなると、それがプラスされて30日という形で4月からスタートになります。その上限が最大40日。その辺は職員と同じでございます。

○委員長（川村明雄）

ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

以上で、調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の入れ替えを行います。

大変ご苦労様でございました。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時20分）

（再開 13時24分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、調査事件8 福島町地域強靱化計画についての調査事件に入りますが、あらかじめ調査内容について、簡単にご説明いたします。

国では、東日本大震災を教訓に平成25年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する「国土強靱化基本法」を制定しました。この法律に定める地方公共団体の責務は「国土強靱化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」としており、その後策定された国・北海道の計画と調和が図られた「地域強靱化計画」の策定が求められています。

このような中で、町より「福島町地域強靱化計画」に係る資料が示されましたので、内容を調査したいと思っております。

それでは、調査事件8 福島町地域強靱化計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、資料の1ページをお開きください。

調査事件8 福島町地域強靱化計画について。

1、経過。

国においては、2014年6月に「国土強靱化基本計画」が策定され、また、策定から5年が経過した2018年12月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後に発生した災害から得られた知見などを反映するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定されております。

北海道においても、強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されております。

このような中、当町においては、これまでも福島町防災マップの配布や全町防災訓練など、地域の防災対策を進めてきましたが、人口減少や高齢化に伴う地域防災力の低下や、今後、施設の老朽化を含めた社会資本の整備が控えているなど、将来の災害に備え、地域全体の防災・減災に資するため、国や道など関

係機関と連携のもと、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「福島町地域強靱化計画」を策定するものであります。

2、計画の位置付け。

当町の計画は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、国の国土強靱化基本計画及び北海道地域計画と調和を図り策定するものでございます。

3、計画期間として、本計画は、第5次福島町総合計画後期実施計画と整合性を図り、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

ただし、施策の進捗や災害事象や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画変更を行うものとしております。

4、計画の目標。

大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、当町の重要な社会経済機能を維持することに加え、当町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献いたします。

(1) 福島町地域強靱化の目標。

①として、大規模自然災害から町民の生命・財産と町の社会経済システムを守る。

②といたしまして、災害発生の少ない福島町の強みを活かし、国・道全体の強靱化に貢献する。

③町の持続的成長を促進する。

次のページをお開きください。

5の脆弱性評価の考え方でございます。

当町では、本計画に掲げる福島町地域強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、庁内において脆弱性評価を行います。

また、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性の前提となるリスクシナリオを設定しております。

6、推進事業の設定。

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムは、福島町地域強靱化のための施策プログラムの策定一覧のとおりとなっております。

それでは、計画案について、ご説明いたしますので、強靱化計画の1ページをお開きください。

計画の策定趣旨は、先ほど経過で申し上げたものとほぼ同様となっております。

次のページをお開きください。

2の計画の位置付けとして、国の強靱化基本計画を基本として、北海道の強靱化計画とも調和を保ちながら、(2)として、福島町第5次総合計画を中心に、地域防災計画や公共施設維持保全計画と連携を図ることとしております。

4ページをお開きください。

町の概況として、立地や沿革、また、国勢調査を基にした人口の推移などを6ページまで掲載しております。

7ページをお開きください。

当町における近年の主な災害による被害状況でございます。

平成20年から平成30年まで約10年間の被害発生状況で、台風などによる大雨によるものが増えております。

次の8ページをお開きください。

第2章、地域強靱化計画の基本的な考え方としては、目標と対象とするリスクを掲載しております。目標は、国と道の目標を踏まえ、先ほど申し上げました3つの目標を設定しております。

また、9ページの対象とするリスクといたしまして、(1)として地震と津波、(2)として豪雪・暴風雪による交通途絶、(3)として台風や大雨などによる道路破損などを対象としております。そのほか町外における自然災害リスクとして、首都直下型地震や南海トラフ地震を対象としております。

10ページをお開きください。

第3章、脆弱性の評価として、中段の図にありますように、起きてはならない最悪の事態を設定し、事

態回避に向けた現行施策の対応力などを評価し、推進すべき事業を設定しております。

11ページに17件の起きてはならない最悪の事態を掲載しております。カテゴリーAの人命の保護では、A-1として、地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生。A-2として、土砂災害による多数の死傷者の発生など、以下、カテゴリーごとのリスクシナリオを掲載しております。これら17のリスクシナリオを回避するために、特に推進する事業を設定しております。

14ページをお開きください。

ただいま申し上げました、A-1、地震等による建物等の大規模な倒壊や火災に伴う死傷者の発生を回避するため、以下のような事業を推進することとしております。

また、事業推進にあたっては、優先順位を考慮した施策の重点化を図ることとしておりますので、それぞれの推進事業の後ろに付いている重点というところが特に優先する項目としております。

まず、A-1では、住宅・建築物等の耐震化に係る推進事業として、公共施設の耐震化の推進などが重点事項となっております。

また、15ページ中段では、緊急輸送道路の整備に係る推進事業として、唯一の幹線道路である国道228号線の防災対策等、整備促進に向けた要請活動なども重点事項としております。

以下、21ページまで、それぞれリスクシナリオに対し、対比するための施策が盛り込まれておりますが、基本的には総合計画や公共施設維持保全計画などと整合性を図りながら設定しております。

なお、事業名につきましては、個別の事業名もありますが、15ページの下段にありますように、砂防設備等の整備に関する推進事業の1つ目、危険区域を重点とした治山施設の整備のように、多くの事業は項目毎の中で大きな括りとしての事業名としております。

22ページをお開きください。

第5章の計画の推進管理でございますが、1の計画推進期間等については、令和2年度から令和5年度とし、2-1、施策毎の推進管理は、それぞれの所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況などを検証し、2-2では、PDCAサイクルによる各施設の検証と予算化などを図っていくこととしております。

23ページから33ページまでの別表1は、A-1からF-2までの17のリスクシナリオの脆弱性を評価したものとなっております。

34ページをお開きください。

別表2として、34ページから36ページまで、福島町地域強靱化のための推進事業に関連した北海道庁が窓口となる事業一覧を参考までに添付しております。

以上で、調査事件8 福島町地域強靱化計画について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（川村明雄）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行ないます。

冒頭申し上げましたように、質疑は、不明な点や疑問な点の質疑といたします。説明員との意見交換は後ほど行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

1点だけ確認します。今、課長の方から、14ページから具体的に施策プログラムの策定一覧ということで、この載っている部分については、総合計画と整合性を図っているということなんですが、総合計画にこの一覧表の部分はすべて掲載されて、この強靱化計画だけ載っているというものはないということでしょうか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

基本的には総合計画に登載しております。それは条例どおり100万円以上の事業ですけれども、中には総合計画にはないような要望事項だとか、あるいは維持保全事業だとか、観光客の周知とか、若干総合計画に載っているのがすべてではなくて、逆に総合計画にないものもこちらに包含しているというような感じです。

○委員長（川村明雄）

ほかにございますか。
（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
次に、説明員との意見交換を行います。
溝部委員。

○委員（溝部委員）

1点だけ、今の総合計画との整合性ということで、若干課長の方から総合計画以外の部分の話をしたんですが、この昨今の自然災害の部分では、従来、想定していないような豪雨の被害とか台風豪雨の被害等が、特に福島町の防災計画では、どちらかというと津波の事とか、その部分を中心に対応してきたと。それを踏まえた総合計画の対応だったと思うんですけども、その昨今の自然災害の部分で、特に豪雨災害を想定した強靱化計画というもので、特に強調されている部分が私はあるんだと思うんですが、その辺はどのような状況になっていますか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

先ほど説明の中で申し上げましたように、事業名等は大きな括りですけれども、例えば15ページの土砂災害による警戒区域指定に向けた住民説明会だとか、森林整備、治山事業というのと、それと、それぞれの項目に1つずつ入っているわけではなくて、暴風雪、積雪、それから情報伝達の推進事業とか多岐にわたっていますので、津波の場合はここだけとかじゃなくて、Bの方について救急活動だとか、食料の確保だとか、消防・警察との連携とか、あと行政機能の確保、二次災害の抑制という風に、大きな括りですべてに亘ると言いますか、災害時に行政機能を停止しないような方策を広範囲に載せているということをございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部委員）

従来のそういう対策をさらに深めて強化していくという感じなのかなという風に取りました。それで、これから防災計画を当然やるわけですから、そういった想定外の豪雨の対応の部分については、当然、検討して、この部分にも出てくるハザードマップの関係についても、従来は津波の関係中心なんですけれども、それは河川の関係ですね。特に、今回の部分は10年間ぐらいですから、過去の災害としては出てきていない吉岡での大水害の関係、あるいは近年では福島川の河川が川原町地区に氾濫の状態に近い形で出てきている危険性の問題ということになると、特にこの吉岡川、白符、福島川を中心としたハザードマップ、あるいは小河川の対応の部分というのは十分検討してやらなきゃいけないという風に思うんですけども、その辺の検討の状況はいかがですか。

○委員長（川村明雄）

工藤副町長。

○副町長（工藤泰）

今、溝部委員おっしゃいました、特に土砂災害の関係は、今、道の方で土砂災害の警戒区域の調査をして随時指定しています。ただ、全国的に見ますと、それ以外でも今年のように起きていることもあります。その辺も含めて、まずは土砂災害警戒区域に指定された所には住民説明会をして危険の周知を図る。それから、福島川についても、福島川の氾濫予想区域のデータも来ていますので、それは当然、次の防災計画の見直しにはそれらも踏まえた中で、それ以外の今おっしゃった白符の川とか、そういう所もありますので、特に大きい福島川、吉岡川以外のものについても検討した中で、そういう危険な所については周知も図り、対策をするような防災計画の見直しは2月に向けて検討していかなければならないと考えております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部委員）

国が現況の厳しい状況を踏まえて、この国土強靱化計画を立てて、それを今、各地方の自治体が計画を作っているということの背景としては、この計画をきちんと推進するための国の補助政策というものがきちんと対応してくるものだという風に思うんですね。ですから、その辺の情報収集をしっかりと、この全国の最近の災害状況を見ると、しっかりと対応したものが簡単に堤防を破られるみたいな形の中で、旧来の基本的な考え方では維持できないという事の見本みたいな状況があるわけですから、それらを含めて、全体的な見直しをするという基本に立って計画を組んでいただければなという風に思います。国側の補助事業の関連とかの状況というのは、今後、当然、後期の実施計画、展望計画へ向けての財源ということになるんですが、そういった部分の状況について分かる範囲で教えていただければと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

細かいところはちょっとあれですけども、今、国は強靱化に向けて防災・減災を3年間集中的にやっています。そういった中で、国が法制度を整備して、北海道の中でも整備をしていると。それで、地域において、しっかりと計画を作ってくださいと。どちらかと言うと、今、溝部委員も多分中央に行って、ほとんど国から発せられるメッセージとしては、強靱化計画をしっかりと作った所にはしっかりと応援しますという形があるんだと思っていますので、まず我々としては、総合計画の中にそういったものがありますので、そういったものの縦系列の中で、当然、この強靱化をすることによって、国の補助金が流れてくるとか、優先順位が上がるという形にはなるんだと思っていますので、そういったことを含めて、常に原課の方には中央の動向を見据えて、色んな形なるべく有利な補助金を引っ張ってきてほしいということはお願ひしていますし、我々もメッセージとして道なり国の方にお願ひしていますし、また、明日もちょっと開発局含め道の方にも行ってきますけれども、まず常々言われるのは、強靱化の計画作っていますかということで先々言われますので、我々としては、しっかりと作っておりますという形の中で、やはりこれは多分、細かい所までどうこうではなくて、概略としてこういうものを持って整備をしていくということになるんだと思っていますし、まさに根っここのところは防災計画自体できっちり見直しをして対策を講じていくという形になるのではないのかなと思っていますので、まず、これをベースにしながら、国なり道とすり合わせをした中で、さらに地域としてのしっかりとした防災計画の見直しがこれから必要だと思っていますし、また、それと併せて事業については総合開発計画の後期の中で、しっかりとこういった計画の根っこになっている部分は整備をしていくということになりますので、とにかくしっかりとこの計画を策定させていただいて、国の方にしっかりと物を申せるような形を整理していきたいと思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部委員）

現状をまずしっかりと把握すると。当然、この強靱化計画そのものはインターネットで見ても、近隣でやっている町村が結構早く整理して対応している所もあるわけですから、ある意味、そういった点では自治体間の競争と。当然、出せば出すだけすべて出るというものでもないわけですから、情報をしっかりと早く捉えて、遅れのないように対応することをお願いして終わります。

○委員長（川村明雄）

ほかに意見交換ある方おりますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

以上で、調査事件8 福島町地域強靱化計画についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の方は退席をお願いいたします。

ご苦勞様でございました。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時50分）

（再開 13時51分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、最初に、調査事件6 第5次福島町行政改革大綱についての本委員会の意見の取りまとめを行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時51分）

（再開 13時57分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、調査事件6 第5次福島町行政改革大綱について、休憩中の論点・争点の整理を基に、問題点やその対応策など意見交換した内容を認めたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、調査事件6 第5次福島町行政改革大綱についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ご異議なしと認め、調査事件6 第5次福島町行政改革大綱についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数についての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時58分）

（再開 14時03分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数について、休憩中の論点・争点の整理を基に進めていきたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ご異議なしと認め、調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数についてに関する本委員会の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

それでは、最後に、調査事件8 福島町地域強靱化計画についての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時04分）

（再開 14時06分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、調査事件8 福島町地域強靱化計画について、休憩中の論点・争点の整理を基に、意見をまとめてまいりたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、調査事件8 福島町地域強靱化計画についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長(川村明雄)

ご異議なしと認め、調査事件8 福島町地域強靱化計画についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時07分)

(再開 14時10分)

○委員長(川村明雄)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(4)の意見書の採択についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時10分)

(再開 14時22分)

○委員長(川村明雄)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

意見書を提出することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(川村明雄)

起立全員です。

したがって、本意見書の提出は可決されました。

意見書の内容等の調整につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長(川村明雄)

ご異議なしと認め、意見書の内容等の調整につきましては、委員長に一任されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時23分)

(再開 14時40分)

○委員長(川村明雄)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

意見書を提出することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(川村明雄)

起立全員でございます。

したがって、本意見書の提出は可決されました。

意見書の内容等の調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ご異議なしと認め、意見書の内容等の調整につきましては、委員長に一任されました。
次に、（５）の定例会１２月会議後の休会中の所管事務調査についてを議題といたします。
暫時休憩いたします。

（休憩 １４時４１分）
（再開 １４時４２分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、定例会１２月会議後の休会中の所管事務調査は、９．福島町地域防災計画の見直しについて、１０．第２期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について、１１．その他所管に関する事項についてとし、令和元年度定例会１２月会議に休会中の所管事務調査事件として申し出をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りした内容で、令和元年度定例会１２月会議に休会中の所管事務調査事件として申し出をすることに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

（休憩 １４時４３分）
（再開 １４時４６分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次に、３の報告事項についてを議題といたします。
暫時休憩いたします。

（休憩 １４時４６分）
（再開 １４時５５分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次に、４のその他について、何かございませんか。
（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ないようですので、以上で、本日の案件をすべて終了いたしました。
これもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。
どうもご苦勞様でございました。

（閉会 １４時５６分）

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

総務教育常任委員会委員長 川 村 明 雄